

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
事業概要書に関する意見・質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質 問	回 答
1	2	I-1	(5)	3)	地球温暖化防止に配慮した施設とありますが、具体的にどのようなことを企図されているのか、支障が無ければご教示下さい。	公募時の事業者選定基準書等にて示します。
2	3	I-1	(5)	5)-ア	貴町は全国でも有数の観光地であることから、季節等によりごみ搬入量の変動が大きいことが予測されます。そのため、ごみ搬入量の月別変動係数をご教示下さい。又、週単位で最大のごみ搬入量をご教示ください。 さらに、搬出先の（湯河原町）受入不可の時期及び日数などありましたらご教示下さい。	各ごみの変動係数は、各ごみの過去5年間（平成27年度～令和元年度）の月別変動係数最大値より、燃せるごみは平成28(2016)年8月の「1.18」、可燃残渣は令和元(2019)年10月の「1.14」、し尿残渣は平成28(2016)年2月の「1.63」です。また、週単位の最大搬入量は、燃せるごみの月別変動係数最大値を示した平成28年8月の曜日別搬入実績より「月曜日で日最大75.28t/日」です。 湯河原美化センターの閉館日は、日曜日及び年始(1月1,2日)です。
3	3	I-1	(5)	5)-イ	上記項目と同様に、剪定枝搬入量の月別変動係数をご提示下さい。	箱根町分の変動係数は、剪定枝等の6か月（令和2(2020)年3月～8月）の月別変動係数最大値より、枝は令和2(2020)年3月の「1.66」、葉は令和2(2020)年12月の「2.80」、草は令和2(2020)年9月の「1.80」です。 湯河原町真鶴町衛生組合分の変動係数は、樹木・竹・枝類の過去5年間（平成27年度～令和元年度）の月別変動係数最大値より、令和元(2019)年10月の「2.39」です。
4	6	I-1	(5)	7)	搬出入車両のウ、粗大ごみ処理施設 イ)搬出車両 に記載されている車両の手配及び運搬業務は範囲外と考えますが、よろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	6	I-1	(5)	7)	搬出入車両のウ、粗大ごみ処理施設 イ)搬出車両 の可燃残渣（カレットくず）：スキッドステアローダーとありますが、粗大ごみ処理施設の可燃残渣（カレットくず）の搬出先はどこになるかご教示下さい。又、不燃残渣の運搬・搬出については記載がなく、どの様にお考えかご教示下さい。	粗大ごみ処理施設の破碎不燃物の可燃残渣の搬出先は、本施設のごみピットとします。可燃残渣（カレットくず）は、本町が運搬し、処分を行います。
6	9	II-3	(3)	-	粗大ごみ処理施設の運転管理について業務期間が明記されておりませんが、運営期間の開始日より業務を開始するものと考えますが、よろしいでしょうか。	粗大ごみ処理施設の運営期間は令和7年10月1日から令和22年3月31日までとします。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質 問	回 答
7	16	IV-3	(1)	-	本施設等への見学について、期間をご教示下さい。	本施設への見学を希望する企業・団体は、事業概要書に示す『事業概要書に関する問い合わせ先』に記載されているメールアドレスへ、見学希望日及び希望時間を3候補まで任意様式にて作成の上、申し込みを行ってください。なお、見学希望日は8月5日（金）から8月26日（金）までの平日の9:00から17:00までのいずれか1時間とし、見学場所は事業敷地範囲内を対象に1時間程度とします。詳細は事務局との協議により決定します。
8	添付資料1	全般	社会環境	住民対応	リスク分担表において、住民対応に係るリスクとの記載がありますが、具体的にはどのような事を企図されているかご教示下さい。	詳細は公募時に示します。
9	添付資料1	全般	物価変動 不可抗力	一定の範囲内 一定の範囲外	リスク項目において、一定の範囲内・外との表記がありますが、判断基準を具体的にご教示下さい。	詳細は公募時に示します。
10	添付資料1	運営段階	ごみ量 ごみ質	-	ごみ量・ごみ質が規定範囲を著しく逸脱した場合との表記がありますが、ごみ量・ごみ質を具体的にご教示下さい。 (ごみ量については、上記1、2番との関連質問です。) ごみ質については、今回の中継施設設計に際して、比重が重要な設計基準となるため、設計比重を決定、ご教示下さい。	添付資料1及び添付資料2を参照ください。
11	添付資料1	運営段階	施設破損	-	天災などの他責事故においては範囲外と考えますが、よろしいでしょうか。 また、マスコミ・地元住民などへの説明などは貴町にてご対応頂けると考えますが、よろしいでしょうか。	前段の質問についてはご理解のとおりです。ただし、民間事業者は可能な範囲で本事業の継続への協力を行うこととします。後段の質問についてはご理解のとおりです。ただし、民間事業者は必要に応じて本町への協力（資料作成など）を行うこととします。